

税制で商売をつぶすな!!

「インボイス制度」中止を求める陳情審査

「インボイス制度再検討を求める陳情」の審査を私が所属する生活文教委員会で行いました。自民党・公明党・鈴木議員が反対し陳情は不採択となりました。

「インボイス制度」は、消費税の納税に関する制度。

2023年10月から実施されようとしています。影響を受けるのは年間売上1000万円以下の個人事業主です。この中には、年収200万円以下のフリーランスも、1人親方も、シルバー人材センターで働く高齢者も含まれます。

取引先・お客様からインボイスのついた領収書を求められる

→ インボイスが発行できないと取引が切られる → 取引先が減ったら廃業になる事業者も

→ インボイス発行事業者になると売上1000万円以下でも消費税の納税義務が生じる

消費税還付上位企業

企業名	消費税還付金額
トヨタ自動車	4578億円
本田技研工業	1681億円
日産自動車	1628億円
マツダ	957億円
村田製作所	758億円

トヨタの消費税額は実質ゼロ以下

年間売上額	11兆7614億円
内 輸出売上額 (消費税0%)	7兆8096億円 (0円)
国内売上額 (消費税10%)	3兆9518億円 (3951億円A)
国内固定資産の譲渡等 (消費税10%)	100億円 (10億円B)
年間仕入額※推定 (消費税の仕入控除額)	8兆5390億円 (8539億円C)
トヨタの消費税納税額 A+B-C	▲4578億円

(湖東京至税理士試算 全国商工新聞より)

《STOP インボイス!》弱いものから搾取し、多様な働き方と

カルチャーを衰退させるインボイス制度を廃止してください!

オンラインによる署名はこちら



売上1000万円以下の事業主は免税事業者なので納税義務はありません。1000万円以上の事業主は、仕入にかかった消費税分を控除して納税する仕組みです。これまではレシートさえあれば控除できたのに、インボイス制度が始まると、「番号を振られた領収書(=インボイス=適格請求書)」がなければ、仕入控除できなくなってしまいます(※みなし仕入控除以外)。

→課税負担に耐えられない事業者は廃業に

インボイス制度によって消費税の逆進性が高まると、大手企業と中小企業・フリーランスとの格差がさらに広がってしまいます。

輸出売上の消費税は0%です。その結果、輸出大手企業には多額の消費税還付金が発生し、上位10社だけでも1兆2千億円の消費税が還付されています。

また、大企業(資本金10億円以上、金融・保険業を含む)の内部留保は459兆円。内部留保が最高額を更新するのは、比較可能な08

年度以降、12年連続です(※財務省資料)。税の公平性の観点から考えれば、大手企業から税金を集めるべきです。

サラリーマンには直接関係なさそうに見えますが、アーティスト、宅配事業者、小規模の個人事業主なしでは、私たちの社会は成り立ちません。分かりにくい制度ですが、一緒に中止の声をあげましょう。

【コロナによる緊急小口資金の貸付】

- ☆ 貸付上限額 20万円以内
- ☆ 据置期間 1年以内
- ☆ 返済期間 2年以内(24回以内)
- ☆ 連帯保証人不要
- ☆ 無利子 ☆無担保
- ☆ 職業・国籍不問(個人事業主OK)
- ☆ 住民税非課税世帯は返済が免除



申請は社会福祉協議会(042-394-6333)へ

しんぶん赤旗(月額3497円)

しんぶん赤旗日曜版(月額930円)市民の声でつくるメディア。ぜひ購読ください。

2022年1月号 浅見みどり通信 発行責任者■東村山市多摩湖町1-18-4 浅見みどり